

WINTER

January 2016 no.149

Japan Association of Environment Assessment

JEAS

NEWS

特集

「環境認証制度」

年頭のごあいさつ 2
 (一社)日本環境アセスメント協会 会長 梶谷 修

特集

環境認証制度とABINC について 3
 いきもの共生事業所認証 (ABINC 認証) 取得施設 6
 CASBEE (建築環境総合性能評価システム) 8

エッセイ

猛禽界: 神話の世界から科学の領域へ 10
 NPO法人 ラプタージャパン (日本猛禽類研究機構) 理事長
 阿部 學

環境アセスメント士紹介 12
 武内友吾 (生活環境部門) / 宇田川貴史 (生活環境部門)

交流会参加報告
 中国上海市での環境アセスメント分野の交流会 13
 JEASレポート 14
 JEAS資格・教育センター便り 19
 お知らせ 20



第3回 JEAS フォトコンテスト入賞作品 / 「ナナカマドの初冠雪」 / 撮影: 内池智広 (大成建設株)



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

「新中期計画、始動の年」 －未来を切り拓くアセスを目指して－

一般社団法人 日本環境アセスメント協会
会 長 梶谷 修



明けましておめでとうございます。

2016年の新しい年を迎え、今年一年の皆さまのご多幸とご健勝を、そして会員企業の一層のご発展をお祈りいたします。

当協会は、発足して38年目、一般社団法人移行後4年目を迎えます。協会活動については、「中期計画2015」の最終年度にあたり、現在これらの活動についての評価と「新中期計画2018」の策定を進めており、来年度は新中期計画の始動の年となります。次世代を担う若手を含めた「新中期計画検討委員会」を設置して進めています。

法の改正を巡る動きとして、風力発電事業等アセスの審査対象案件が2014年度より急激な増加傾向にあり、環境アセスメントを取り巻く情勢にも変化が起きています。これは、法改正による配慮書手続の新設や風力発電所の対象事業の追加、併せて震災の影響等による火力発電所等の要因によるものと考えられます。また、放射性物質の環境影響についても2015年6月に改正法が施行され、技術ガイドも公表されています。一方で、風力・地熱発電所や火力発電所のリプレイスに係る発電事業において環境アセスメントの迅速化が求められています。

協会としても、これらの課題に対応すべく、新たな制度・技術に向けたセミナー・研修及び調査研究等を引続き推進してまいります。昨年度より協会が取り組むべき新規重点施策として選定した「風力発電事業等の再生可能エネルギー分野に係る施策動向と環境影響評価」及び「企業活動における環境配慮の展開と動向の検討」についても継続して調査研究活動を推進しており、JEASニュースの本新年号には、企業活動における環境配慮の動向として「環境認証制度」を特集しています。

現行アセス制度の対象とならない小規模事業についても、環境配慮の必要性が指摘され、事業者が自主ア

セスを行うケースも増え、これらをサポートする仕組みも出始めています。2013年に創設された環境省「環境リスク調査融資促進利子補給事業」において、自主的な環境影響調査が要件となり、協会認定資格の「環境アセスメント士」はその専門技術者として位置付けられ、また自主アセスをサポートする仕組みが設けられています。これからも、環境アセスメント士の一層の活躍の場を広げる活動を進めてまいります。その一助として、国土交通省の民間資格の公募（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程に基づく）に応募申請いたしました。

また、環境アセスメントの国際的な動きとして、2016年5月に、IAIA（国際影響評価学会、International Association for Impact Assessment）の世界大会が、日本で初めて名古屋市で開催されます。100カ国、800名以上の参加が期待されており、当協会もIAIA16大会の協力団体として、多くの方の参加を期待しています。

環境に対する市民意識の高まりと事業者のCSRの推進もあり、環境アセスメントを取り巻く社会意識も変化しています。制度にこだわらない自主アセスの増加、海外事業における環境社会配慮を求める枠組みの整備が促進され、グリーンファイナンスにおいても同様な動きが進むものと期待しています。環境アセスメントは、国内外の計画・事業にともなう環境配慮等を求める枠組みのなかで重要かつ不可欠な社会システムであり、持続可能な社会を構築していく大きな役割を担っていくものと考えられます。今後、協会は「新中期計画2018」に基づき、環境アセスメント領域の拡大を目指し、未来を切り拓く環境アセスメントの実現を図っていく所存です。

引き続き、関係省庁をはじめ、会員の皆さま、関係各位のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

「環境認証制度」

わが国で、エコマークに始まった環境認証制度は、企業活動等における環境配慮の一つとして、企業が自主的に環境配慮への取組を行い、その活動を第三者機関等が認証することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品をPRする仕組みである。近年は、建築系のCASBEEやLEED、生態系・緑化系のABINC、SEGES、JHEP等のさまざまな環境認証がある。これら環境認証の環境評価には自主的なミニアセスの側面も見られ、本号では、環境認証制度と環境アセスメントについて、認証機関、認証取得施設等に取材を行った。

環境認証制度とABINCについて

取材協力：(一社) 企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB) 顧問、(一社) いきもの共生事業推進協議会 (ABINC) 理事 (株) インターリスク総研 事業リスクマネジメント部環境グループマネジャー・主任研究員 原口 真
(一社) 企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB) 顧問、(一社) いきもの共生事業推進協議会 (ABINC) 事務局 (株) インターリスク総研 事業リスクマネジメント部環境グループ長 安齊健雄

1. はじめに

環境認証制度は、企業等が自主的に行う環境配慮について、第三者機関が認証等することにより、対外的に環境にやさしい企業や製品等をPRする仕組みである。古くはエコマークに始まり、近年は都市の緑や生物多様性に配慮した取組を認証する制度ができています。そこで、環境認証制度のうち、特に民間企業の緑化や生物多様性の保全に係る環境認証制度に長年、関わられている原口氏と安齊氏にお話をうかがった。

2. 環境認証制度の歴史について

わが国の環境認証制度は、1989年に環境省が作ったエ

コマークが最初である。当初は製品のリサイクル性や、有害物質の含有量、リサイクル材の使用などに関する環境配慮であり、製品単体の環境負荷が小さいものを差別化するための環境認証であった。

その後、1992年の地球サミット以降、ISOでエコラベルの基準(表-1参照)ができるなど、さまざまな環境認証制度が乱立した。これらの認証制度のうち、1993年に創設された森林認証制度(FSC)は、上流から下流までトータルでの環境配慮をもとめた認証制度であり、森林管理では、生物の多様性、水資源・土壌等への環境影響のほかに、社会的・経済的側面の森林機能の維持などが組み入れられた点が画期的であった。この背景には、地球サミットで「森林に関する原則声明」が採択されたが、具体策が

なく、熱帯林の不法伐採に関する国際的なルール確立がうまくできなかったことから、環境配慮をしっかりと行っている企業等を、認証制度を通して評価し、差別化しようという動きがあったためである。

■表-1 ISOの環境ラベルに関する規格

ISOにおける名称 及び該当規格	特徴	内容
タイプI (ISO14024) “第三者認証”	第三者認証による環境ラベル	・ 第三者実施機関によって運営 ・ 製品分類と判定基準を実施機関が決める ・ 事業者の申請に応じて審査して、マーク使用を認可
タイプII (ISO14021) “自己宣言”	事業者の自己宣言による環境主張	・ 製品における環境改善を市場に対して主張する ・ 製品やサービスの宣伝広告にも適用される ・ 第三者による判断は入らない
タイプIII (ISO14025) “環境情報表示”	製品の環境負荷の定量的データの表示	・ 合格・不合格の判断はしない ・ 定量的データのみ表示 ・ 判断は購買者に任される

出典：環境省 HP (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_04.html)

2006 年の生物多様性条約第 8 回締結国会議において、民間部門に活動への参画を促す決議が採択され、2010 年に名古屋で開催される COP10 では、日本企業の生物多様性の取組に国際的な注目が集まることが予想された。このため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に取り組む企業が参画して、2008 年に「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」が設立され、生物多様性に関する環境認証制度の取組が始まった。

3. 生物多様性・緑化に係る環境認証について

生物多様性・緑化に係る主な環境認証としては、(公財)都市緑化機構が認定している SEGES：社会・環境貢献緑地評価システム、(公財)日本生態系協会が認証している JHEP：ハビタット評価認証、(一社)いきもの共生事業推進協議会が認証している ABINC：いきもの共生事業所認証、(一社)建築環境・省エネルギー機構などが認証している CASBEE：建築環境総合性能評価システムが挙げられる。

原口氏は 2005 年に認定がスタートした SEGES に、設立当初から関わっていたが、設立当初は生物多様性の保全を評価するという視点は弱かったという。

「環境 ISO が 1996 年にでき、『環境にやさしい企業とは?』と言われ始めましたが、当初はゼロエミッション、リサイクルなど、循環型社会の構築という視点のみで、二酸化炭素の削減といった温暖化防止の視点もありませんでした。その後、地球温暖化防止、生物多様性保全という順番で検討が進んでいくことになりますが、企業の緑地の研究をしていた私は、環境にやさしいと謳う企業の工場緑地が貧相である一方で、生物多様性の保全に配慮した工場や建築物の緑地があり、これらを生物多様性保全の観点から評価される仕組みができないかと常に考えていました。」と原口氏は言う。

のちに国土交通省審議官になられた、当時の公

園緑地課長だった高梨雅明氏に、民間企業が持つ緑地を評価する仕組みについて話をしたところ、民有地緑化の推進を検討していたことから、原口氏の提案が認められ、2000 年ごろから仕組み作りや研究が進められ、SEGES の認定制度ができたという。

SEGES の制度構築にあたり、民有地の緑地評価の検討については、有識者や民間企業の方々と構成される検討会を通じて、都市の緑地に期待されるものとして、都市の緑が環境コミュニケーションの場として機能することを念頭に置きつつ、①土地利用の持続性、②緑地管理目標を見据えた緑地管理、③緑地機能の発揮、の 3 点から認定のための評価項目を作成した。

特に、緑地の機能については、そこに緑地があるだけで発揮している存在機能に加え、緑地が連担することで発揮される連携機能、緑を利用することで発揮される利用機能という観点から評価が行われている (表-2 参照)。

4. ABINC の設立と今後の展開について

2008 年 4 月に立ち上げた JBIB の会員が増えていくなかで、生物多様性が分かりにくい、社内推進のためのガイドが必要であるという声が会員企業から聞かれたため、有識者などの協力をいただきながら持続可能な土地利用を推進するための「いきもの共生事業所推進ガイドライン」を作成した。

生物多様性の重要性や機能、緑化の視点などがまとめら

■表-2 SEGES 評価・認定対象における緑地機能

Ⅲ. 緑地機能の発揮	第 6 原則：存在機能の発揮	17. 緩衝機能 18. 気象緩和機能 19. 地下水涵養機能 20. CO ₂ 固定機能
	第 7 原則：連携機能の発揮	21. 景観形成機能 22. 地域生態系機能 23. 地域防災機能
	第 8 原則：利用機能の発揮	24. レクリエーション機能 25. 環境学習機能

注：既存緑地版認定 (そだてる緑) のうち、「Ⅲ. 緑地機能の発揮」を抜粋



れたガイドラインは分かりやすいと評判になったため、一般企業等を対象とした講習会の開催をしたり、JBIB 会員の工場緑地の管理に利用されたりした。そのようななかで、生物多様性に配慮した緑化の取組を評価する環境認証制度設立の機運が高まり、第三者の審査機関となる ABINC を 2013 年に立ち上げた。

「環境認証制度の立ち上げにあたっては、認証を申請する企業等の申請者自身が生物多様性保全の必要性を理解することが重要と考えました。そうすれば、申請者自らが PDCA の観点から、生物多様性に配慮した、より良い緑の創出を目指して取り組むことができるからです。また、評価項目にも含まれているように、緑の管理・保全活動を通じた環境学習、コミュニケーションの場の取組が進むことにより、生物多様性の保全の環が広がっていく効果を期待しました。特に、民間企業の場合は、さまざまな面での効果が期待できれば、率先して活動を広げ、進めていきます。今後は、そのような活動を評価するための仕組みや評価項目を検討していきたいと考えています。」と原口氏は言う。

他の環境認証制度と比較して ABINC が大きく異なるのは、生物多様性に特化している点である。ABINC の認証は、ガイドラインの講習会を受けた修了者による認証申請が必要であり、2015 年 6 月現在、24 件が認証されている。認証された緑は、工場、都市の再開発・ショッピングセンター、集合住宅マンションの 3 つに大きく区分できるが、特に最近では、集合住宅マンションに生物多様性の付加価値を付けたいと考える不動産関係の会社が講習を受け、認証申請をすることが多くなっている。また、外資系の大企業については、入居する建物が生物多様性の保全に考慮されていることが求められており、賃貸料が少々高くなっても借りるという。生物多様性の付加価値が評価されているのである。

また、工場緑地の場合、今までは管理目標もなく、ただ定期的に枝刈り等の管理するだけであった緑地が ABINC の認証を取得したことにより、生物多様性の向上や工場

の緑を通じた地域との共存など、さまざまな緑地機能を持った緑に生まれ変わっている。公共機関が持つ緑地が ABINC 認証が可能かといった問い合わせがあるほか、ガイドラインは、千代田区や川崎市の生物多様性地域戦略においては、民間企業の緑化推進ツールとして紹介されている。

「花王の鹿島工場は、平成 25 年に ABINC 認証を取ったことで、工場の緑化に関わっていた方々のモチベーションが非常にあがるとともに、会社内では生物多様性保全の理解が進み、とても効果があつたと聞いています。」と安齊氏は、笑顔で話をする。

今後は、レインガーデンによる洪水調整機能など、生物多様性の保全と地球温暖化防止がつながる評価をさらに検討したい。また、わが国の企業が東南アジアなどで工場を建設する緑地を評価、認証することなどを通し、海外でも同じような仕組みを作っていきたいと原口氏は言う。

5. おわりに

「環境影響評価の環境保全措置の一つとして、ABINC などの環境認証を受けることが考えられます」と原口氏に指摘された。SEGES や ABINC は質の向上のための継続的な取組が必要であり、有効な環境保全措置の一つと言えるだろう。また、個々の環境認証制度は相互認証を認める動きも見られる。環境影響評価制度においても、環境認証制度により環境保全の担保が確保できるのであれば、制度的な負担の軽減（例：事後調査の簡略化など）が検討されても良いであろう。さらには、ABINC 認証をしている企業であれば、ガイドラインを理解しているので、新規に工場を設計する際に、生物多様性に配慮した設計が可能となることも期待できる。

環境認証された緑が広がり、つながっていくことが生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与し、管理活動を通して地域住民のつながりを産み出していく。そんな可能性を感じた取材となった。

（編集委員：岡山嘉宏／加藤賢次／細川岳洋）

いきもの共生事業所認証（ABINC 認証）取得施設

都市・SC 版：「大手町ホトリア（旧名称：大手町 1-1 計画）」

集合住宅版：「ザ・パークハウス西新宿タワー 60」

取材協力：三菱地所株式会社 環境・CSR 推進部 副長 竹内和也
株式会社三菱地所設計 都市環境計画部 部長 植田直樹
(資料提供：三菱地所株式会社)

1. 企業の環境活動の取り組み

三菱地所株式会社は、かねてより事業を通じた環境・社会貢献活動に取り組んできたが、1996 年 6 月の社会環境室設置を機に活動を深化させた。現在は、環境・CSR 推進部が「街の力を、地球の力に」のスローガンを掲げ、グループ全体の環境推進の統括、啓発や取組支援など、さまざまな活動を行っている。特に ABINC 認証推進については先導的な役割を担ってきた歴史がある。

今回は、この ABINC 認証取得施設の事例をもとに、認証取得におけるプロセスやメリットについて、三菱地所株式会社の竹内副長と株式会社三菱地所設計の植田部長にお話をうかがった。

2. ABINC 認証取得の経緯

企業として取り組まなければならない環境問題の大きな 2 つの柱は「CO₂ の削減」と「生物多様性への配慮」と言われている。CO₂ の削減はエネルギー使用量の低下やコスト縮小に繋がるなど数字に出るので分かりやすく、PDCA サイクルを回しやすい対策であると考えられている。一方で、生物多様性は数値化できず、何をやったら良いのか分かりづらく、国民の認知度も低く、成果を伝えづらいという課題が健在化している。

そこで、(一社) 企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB) の「持続的土地利用」のガイドラインに従って緑地整備に取り組んだが、これだけでは訴求力が弱かったので、三菱地所自らが都市と SC における緑化認証の策定を JBIB に提案、達成感が得られ、形の残る仕組みを作ることとした。

この活動は一企業の取り組みとせず、不動産業界、たとえば野村不動産、東急不動産、森ビル、東京建物、イオンなどと日本のスタンダードを目指した。大手町 1-1 計画では、高得点を取得し、その後もビル部門、商業部門、集合住宅事業でも取り組みを続け、声掛けの段階から実行の段

階に移り、グループとして初動における一定の役割を果たしてきた。

3. ABINC 認証【都市・SC 版】取得施設

千代田区大手町一丁目において建設中の大手町ホトリア（旧名称：大手町 1-1 計画）は、ABINC 認証「都市・SC 版」を 2014 年 2 月に取得し、良好な都市環境の再構築に向けた取り組みを行っている。計画は、「大手町タワー・JX ビル」と「大手町パークビルディング」の 2 棟の高層ビル及びその地下の商業ゾーン、そして 2 棟の間に整備する約 2,800m² の「ホトリア広場」により構成される。

(1) 緑豊かな環境共生型コミュニティ広場

認証取得において評価された点として、公開空地約 2,800m² に地域在来種の植物を多く植え、皇居の水と緑と調和した緑豊かな環境共生型コミュニティ広場「ホトリア広場」を整備したことがあげられる。広場は、エリア就業者の憩いの場となると共に、生物環境に配慮した樹種選定や施設計画を行い、生物多様性の保全に貢献することを目指している。たとえば、カルガモが水を飲んでも問題のない水路を目指し、都市部で従来行われている塩素殺菌をせず、紫外線殺菌を用いる等である。

(2) 国際環境拠点に貢献する壕水浄化施設

壕水の浄化には、環境省が日比谷公園のポンプ施設により水が滞留しないようにしているが、夏季には壕の水位がポンプの取水口より低下することにより、アオコ等が発生し、悪臭や景観を損ねる問題が起きている。

本計画施設は、皇居及び外苑壕に隣接している土地特性を活かし、官民連携の取り組みの一環として計画地内に民間企業初となる壕水の浄化施設(処理能力:約 50 万 m³/年)及び大型貯留槽(容量:約 3,000m³、25m プール約 6 杯分)を整備し、皇居外苑壕の水質改善に取り組むことを通じて、国際観光拠点機能の強化に貢献する。また、これらの取り組みにより、都市再生特別地区の適用を受け、容積率は 1,300% から 1,400% に緩和されている。



大手町ホトリア 完成予想図



ザ・パークハウス西新宿タワー 60 完成予想図

4. ABINC 認証【集合住宅版】取得施設

グループの三菱地所レジデンス(株)の分譲するマンション「ザ・パークハウス」では、「BIO NET INITIATIVE」と称して生物多様性保全への取り組みを行い、マンションの供給を通じて環境に配慮した街づくりに取り組んでいる。2015年2月には「ザ・パークハウス西新宿タワー 60」等の計3物件が、ABINC 認証集合住宅版を取得した。

(1) 「結いの森」と地域の生態系とのつながり

本物件は、約1,900m²の緑の公開地「結いの森」を誕生させることにより、周辺の新宿中央公園や熊野神社、神田川等の線で結ばれた緑のつながりのなかに、新たな面で捉えた緑地を提供し、地域のエコロジカルネットワークに潤いをもたらす。また、周辺の生物調査を行い、地域の在来種による植栽や四季の泉、巣箱、バードバス等多くの生物が憩うさまざまな仕掛けを計画している。

(2) 居住者と地域をつなぐプログラム

本物件は居住者同士及び周辺地域をつなぐエリアコミュニティプログラム「西新宿 CLASS in the forest」を導入し、自然、防災・減災、多様性という3つのコンセプトを軸に入居前の2015年から入居後の2020年まで、多世代が集う多彩なプログラムの提供を行っている。自然観察会には地元のNPO法人にナビゲーターを依頼し、プログラム終了後も入居者が地域のNPO活動に参加し易くする等、活動の広がりや継続性にも配慮している。また、周辺住民の方々もマンションの供給により新たに多くの住民が増えることに対して、お祭り等の参加にも不安を感じられていることもあり、入居前から地域のお祭り等のイベントの紹介や参加できるようなプログラムを用意し、入居後、スムーズに地域にとけこめるようなプログラムも導入する。

(3) 認証取得のメリット・効果

ABINC 認証の取り組みを通して、結いの森での生物との触れ合い、観察会による住民や地域とのコミュニケーション、緑地による美しい街並み等、生態系や地域への貢

献による物件の資産価値の向上が大きく期待できる。

5. 今後について

今後は、緑地の整備だけでなく、グループ社員の知見を高めるためにも「原材料の調達」に結びつけて生物多様性を考えることも行っていきたい。現在行っているのが、紙や木材の調達だけでなく、ビルの清掃等で使用する洗剤の成分も確認している。いわゆるパームヤシを原料とする界面活性剤等の原料が違法なものでないか等のチェックを行っている。日本はこれからオリンピックに向かっていくが、オリンピックの目標には必ず「環境」という文字が踊ってくる。欧米の人々は日本の消費者よりも製品の成り立ち、たとえば、原材料の調達にあたって人権や希少動物の生息域を侵していないかなどについても厳しくみる傾向が強い。また、オリンピックに向けては世界での都市間競争も見据え、デベロッパー各社がそれぞれの知見や得意分野で持つ力を発揮、協力しながら、東京の都市力を高め、日本の国力を高めることで、世界に対して、東京及び日本のブランド価値の向上に繋げていきたい。

6. 日本環境アセスメント協会に対する意見・期待

計画段階で環境認証を受ける場合は、環境アセスメントと似ている部分もあるが、違う部分もある。それは維持管理のあり方、ステークホルダーとのコミュニケーションがあげられる。認証制度では、コミュニケーション活動を行うにあたり、専門家と連携しているか、人材を内部で保有しているか、プログラムを実施する仕組みはできているか等が問われる。環境アセスメントの制度のなかで供用後の評価や取組をクローズアップしていけば認証制度とアセスメントはとても似た仕組みになると思う。また、「どのくらいの緑の量が生物多様性等には必要である」といった認証制度から環境アセスメントに提案・発信ができれば、お互いにより効果的な環境配慮の制度になると思われる。

(編集委員：加藤賢次／松田洋介)

CASBEE (建築環境総合性能評価システム) ～「CASBEE- 街区」の特徴と活用～

取材協力：株式会社ポリテック・エイディディ 主任研究員 伴 武彦

(図版提供：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 (IBEC))



取材時の様子 (右：伴主任研究員)

1. はじめに

環境アセスメントは、開発行為による影響を明らかにして、事業者の可能な範囲で環境影響の回避・低減あるいは代償の手法を検討し、事業に反映する、という観点での検討が中心となっている。

本記事で取りあげた CASBEE は、環境アセスメントの考え方から、さらに進み、開発プロジェクトが、事業者や利用者、さらに周辺環境に及ぼす影響のメリット、デメリットを総合して環境性能として評価する認証システムである。CASBEE には対象に応じて、複数の評価ツール（総称 CASBEE ファミリー）がある。

今回は 2015 年 7 月に認証申請の受付を開始した CASBEE- 街区について、評価手法の検討に事務局として関わった株式会社ポリテック・エイディディの伴主任研究員にお話をうかがった。

2. CASBEE- 街区の開発経緯

CASBEE ファミリーは国土交通省住宅局支援のもと、建築物の環境性能を評価し格付けするため、当初は省エネに重きをおいて開発された。その後、建築物単体に限らず周辺を含めた区域全体に対して、環境性能を評価し格付けする認証制度が必要という考えのもと、CASBEE- まちづくりが 2006 年に完成した。CASBEE- まちづくりでは、街区スケールの開発が数件認証を取得した後、これら先行事例のノウハウや「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称エコまち法）」の内容を反映する形で、CASBEE- まちづくりの大改訂を行い、2014 年に CASBEE- 街区が完成した。

3. CASBEE- 街区の特徴

CASBEE- 街区、CASBEE- まちづくりとも、対象とするスケールや Q (Quality：環境品質) と L (Load：環境負荷) による指標化（次頁図）など、基本的な考え方は共通である。CASBEE- 街区では、個別の Q と L の評価項目の

考え方に、社会的変化や技術的進歩の視点から改訂が加えられている。また、CASBEE- まちづくりでは、Q、L ともに項目が多く、事業者が証拠書類として整理、添付すべき情報が膨大になりがちであった。このことは事業者の負担を増やすとともに審査が長引く要因ともなりかねないことから、CASBEE- 街区では Q 項目の簡素化もひとつのポイントになった。

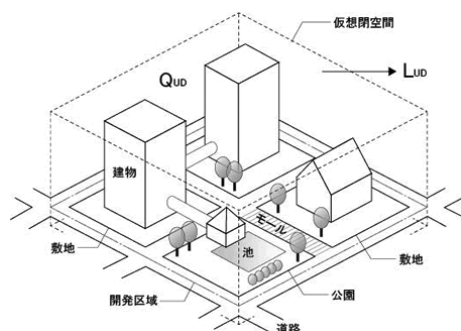
一方、L についてはエコまち法による低炭素街づくりの推進の観点から CO₂ 排出削減量による評価のみとし、CASBEE- 街区の認証を得ることで、エコまち法の認定制度にも準拠した街づくりができる、というのもポイントの一つである。L の評価では、CO₂ の排出削減量に際し BAU (Business As Usual) という考え方を採用し、現状の土地利用が継続した場合と、省エネ型の新たな土地利用を行った場合の削減効果を比較検討する方法となっているほか、地域性に応じて交通起源の CO₂ 発生原単位を使い分けられるようになっている。

CASBEE の評価は上から「S」「A」「B+」「B-」「C」の 5 段階となっている。規制対応や標準的な対策のみの案件では「S」や「A」の取得はきわめて難しい。しかし、標準より上があることで事業者は積極的に「S」や「A」の認証を取得するよう努力する。評価と認証によって事業者の努力を後押しし、より良い地域環境の創出に貢献することが CASBEE- 街区の考え方の基本にある。

4. 認証取得のメリット

2015 年 7 月に認証申請の受付を始めたこともあり、現時点で CASBEE- 街区の認証を取得したプロジェクトはない。認証申請を支援する立場からみると、街区スケールでの認証は、事業者が複数にわたるような開発の場合も多く、事業者間の調整や合意に時間を必要とする。事業者に認証取得のメリットを正しく伝えていくことが、スムーズな調整に必要と考える。

CASBEE- 街区のメリットとして、その街区で活動を展



CASBEE- 街区の評価対象

環境効率指標化の算定式

$$\text{街区に関わる環境効率}(BEE^*_{UD}) = \frac{\text{街区に関わる環境品質}(Q_{UD})}{\text{街区における環境負荷}(L_{UD})}$$

※Built Environment Efficiency

(CASBEE- 街区の評価結果は CASBEE ファミリーとして他の評価ツールと同様の「評価結果表示シート」で示される。CASBEE- 街区の評価方法その他については「CASBEE- 街区 評価マニュアル (2014 年版)」(一般社団法人日本サステナブル協会)を参照されたい。

開する企業の社会的責任 (CSR) の PR 効果がある。たとえば、大手の外資系企業では、テナントとして入る店舗や事務所を選ぶ際に、環境性能認証を取得している建物への入居を義務化しているところも増えている。このことは、テナントを募集する建物オーナー側にとっては、認証のメリットとして理解を得やすい。

また、最近、国内でも米国の LEED 認証の事例が増えつつあるが、今後グローバルスタンダードとローカルスタンダードのダブル認証が拡大していく可能性がある。これは国内外の投資家にとって、環境格付けが重要な判断材料になっているためであり、環境認証の取得が不動産の価値向上に結びついていると言える。実際に、海外からの投資誘致に熱心なシンガポールでは、建築物の環境性能認証としてローカルなグリーンマークと LEED のダブル認証が当たり前となっている。

5. 認証街区で生活・活動するメリット

世界的には、環境性能の高い製品の購入や、より良い環境での生活は、富裕層のステータスになりつつある。日本では、まだそこまでの顕在化はみられないと思うが、人々が健康で活力のある日常生活を送るために、より環境面で優れた場所として、認証街区で居住地や就労場所を選択する流れは今後進んでいくと考える。そのような要求に答えるためにも CASBEE をはじめ、環境認証制度の重要性は増していくはずである。

企業活動に対しても環境に関する取組は重視される方向にある。今後、国際会計基準が導入されると非財務情報の開示が求められ、グリーン調達や取引条件によって、企業の環境への貢献度が明らかにされていく。たとえば、環境性能の高い CASBEE- 街区認証を得ている場所に立地している企業は、そのこと自体が環境に配慮していることを直接的に PR することとなり、企業活動に貢献することになる。

6. CASBEE- 街区と環境アセスメントの関わり

CASBEE- 街区に限らず環境性能認証の手続きや、事業者への環境配慮の提案は、環境アセスメント業務に共通するところがある。環境アセスメントは開発による損失をいかに少なくするかというネガティブチェック的な考え方であるのに対し、環境認証制度は今よりも環境を改善させるというポジティブな考え方が基本にある。現状よりも、さらに環境を改善するための検討が求められることから、環境アセスメントより取組姿勢が前向きである。事業者もコンサルタントも社会的貢献や事業完遂の達成感などから、一層取組意欲が高まるのではないかと考える。

自主アセスメントに対する認証の必要性も徐々に高まりつつあると感じている。環境認証制度のようなものを活用して JEAS の存在感を示すことは、環境アセスメントの価値向上にもつながる。環境アセスメントのポジティブなメリットを拡大することが、われわれが日々携わっている業務の社会的価値の向上につながる可能性もある。

7. おわりに

CASBEE- 街区は積極的な環境改善に価値を見出す基本理念を持っている。積極的に企業活動や不動産などの価値向上に貢献するという点で、環境アセスメントからさらに進んだ活用場面を創出している。環境アセスメントを担当する場面でも、積極的に CASBEE などの環境認証制度について提案を行いクライアントの社会貢献をサポートできれば、環境アセスメント士としての活動の幅も大いに広がるのではないだろうか。

(編集委員：合田賀彦／高木圭子)

注) 本文中のコメント及び記事は取材協力者の主観を含むものであり、(一財) 建築環境・省エネルギー機構 (IBEC) 及び (一社) 日本サステナブル協会の公式見解ではないことをお断りさせていただきます。

猛禽界：神話の世界から科学の領域へ

NPO 法人 ラプタージャパン（日本猛禽類研究機構）理事長
阿部 學

1. 名ばかり「猛禽アセス」

これまで 20 年もの間、猛禽類アセスは体を成していないと主張し、あるべき姿を提言し続けてきたが、今日に至るも微塵の改善も見られないことから、余命幾ばくもない時間の無駄を悟りシンポ、講演、研修、投稿活動の一切を停止した。今回図らずもこの分野に影響のある当誌からの依頼を受けて最後のご奉公とお引き受けした。喝采を浴びないまでも各方面に当たり障りのないことを書けば思いもめでたいところであるが、それでは与えられた使命を果たせないで、敢えて実態を伝えることにした。

猛禽アセスが機能していないと言っても異分野の読者は理解し難いので、関係者には「耳タコ」の実態を紹介したい。事業現場に「種の保存法」対象猛禽類が生息していると、1) 事業者は法遵守、絶滅危惧種保全の立場から専門家を招集して委員会を立ち上げ、事業と猛禽類の共存策を諮問する。2) 専門家は事業が猛禽類に与える影響を予測・評価し、必要に応じて保全策を提言する。3) コンサルは事業者と協議し委員会の決定を受けて現地調査などを実施する、という役割分担が成立している。

専門家の承認を得て行われた調査の結果、委員会に提供されるデータは双眼鏡で眺めた飛翔の軌跡と巣の位置のみである。委員は地図に描かれた幾筋もの曲線を肴にあてもない、こうでもない小田原評定を繰り返した挙げ句、想像で事業の影響の有無を評価し、影響ありと感じれば保全策を提言する仕儀となる。実際問題としてミミズが這ったような線をいくら眺めても事業の影響が評価できないことは自明の理であるにもかかわらず、専門家は与えられた役割を演じるためにまことしやかに影響の有無を論じ、保全策を提言する。たとえば、非繁殖期の工事、低騒音型／低振動型重機の使用、作業員の隠蔽、重機類の塗色変更、巣の直近は迂回またはトンネル、トンネルには防音扉、馴化、果ては作業員の教育までである。冷静に考えると、これらの保全策は調査結果とは何ら脈絡がないことに気づく。即ち、委員が頭の中でよかれと思いついた事柄を羅列したに過ぎない。しからば莫大な血税と時間を費やした調査も

委員会も不要で、「保全策のはんこ」を作っておけば最大の費用対効果を発揮するといふものである。猛禽類も莫大な血税を食うとの誹りを免れる。

何よりも問題なのは、保全策は事業との共存を図る策でなければならないが、これらのいずれも目立たず、隠れて粛々と事業を進める奸計で、猛禽類が繁殖期を迎えて営巣地に戻ると営巣木は伐倒され、餌場は破壊され、子育ての場は消失し、もはや生存できない環境と化している。生きものは環境によって生かされているが、その生息環境を保全する策は皆無である。これが絶滅危惧猛禽類の保護を標榜する専門家の保全策である。

2. 科学的・客観的評価法

事業の影響を評価する最も正統的な手法として、フロリダ半島に飛行場を建設する際に採用された事例がある。建設予定地周辺に生息する絶滅危惧種のカタツムリトビ 30 数つがいの繁殖成績と対照区における同数のそれとの比較が行われた。即ち、産卵数、抱卵時間、孵化率、巣立ち率、給餌量、雛の成長などを調査して比較した。実験区ではノースウエスト航空会社が旅客機を提供して離着陸を模した飛行を繰り返した。その結果、両地域の繁殖成績に有意差がなかったことから、飛行場建設は影響がないと断じた。影響評価法は科学的、客観的、定量的でなければならない。

筆者はアセスなる文言のない時代に育ったので、この分野はズブの素人であるが、猛禽類の生態を研究してきたためか各地の委員会に招聘されてきた。そこでアセス委員会の実態を垣間見て驚きを禁じ得なかった。何ら科学的データなしに双眼鏡で眺めた知識をもとに述べられたことがいくつかの間にか定説となっていく事実。影響の評価は想像、保全策は思いつき、まさに猛禽界は今なお神話の世界である。筆者はこれまでにイヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサ、サシバ、ハチクマ、ミサゴ、フクロウ、ノスリなど 250 余個体に GPS 発信器を装着して人工衛星で追跡しているが、巷の定説（行動圏、行動生態：移動、分散、渡り、縄張り等）は実態とは似て非なるものである。

という自分も論評ばかりでは同じ穴の貉となるので、試行錯誤を繰り返して現在は以下の提言を行っている。ただ、これが唯一の手法とは考えていないがズブの素人の浅知恵としてご笑覧いただきたい。発信器の寿命は10年近くもあるので、事業前・中・供用後の永きにわたる位置情報が得られることから、対象個体が事業をどのように認識しているのか、即ち事業現場とGPSの位置関係から事業を回避しているのか無頓着なのかを客観的に知ることができるほか、重機の種類や車両台数、工種、作業員の稼働実績、騒音・振動など対比することによって事業の影響評価が可能となる。これらのデータは将来、類似の事業現場においてどの時期に、どの距離で、どの工事を回避すべきかの指針を得ることができる。また、位置情報が集中する箇所は彼らにとって意味のある場所（たとえば営巣の場、採餌場、子育ての場、見張り場など）と認識することができるので、その箇所を工事ヤード、工事用道路、原石山、土捨て場などとして破壊しない配慮を行うことによって保全策と位置づけることができる。

3. コンサルの果たすべき役割

絶滅危惧種の保全という国民と事業者の付託を受けた専門家はその職責を果たすために科学的データ収集のための調査手法を提言する立場にあるにもかかわらず、20年もの間、何らの提言もせず血税と時間を浪費させてきた責任は重い。現行の委員会は単に事業者にお墨付きを与える場と化している。専門家は現行のバードウォッチングを指示した以上、得られた飛跡をどのように解析し、評価するのかのフローを示すべきである。これが無理なら評価、保全策の策定を可能ならしめる調査法を提言する責務を自覚すべきである。

片やコンサルは現場に精通していることから机上の空論を展開する専門家に比ぶべくもないプロであるから、専門家の方々が展開する茶番劇を歯がゆい思いで嘲笑しているに違いない。本来、コンサルとは名の通り事業者に有益な助言をする立場にある。しかし、業務を受託する立場では理屈通りにいかないことは理解できる。そこで協会としての立場で提言をまとめて事業者に進言すれば、事業者の意図にも合致する上に何より血税の有効利用にも資すること

になる。

さて、欧米では、風力発電のブレードが猛禽類やコウモリなどを衝突死に至らしめることが問題となって久しい。わが国でも昨今その波を受けて現場ではまたもや目視観察が横行しているが、夜行性の渡り鳥やコウモリには対処できない上に、人海作戦にしても月に2～3日が限界で実態把握や経費の面でも無理がある。

ソーラー搭載のGPS発信器は電源の枯渇がなく、緯度・経度、高度、速度、方位などのデータを365日、24時間にわたり提供するので、予め立地周辺に生息する猛禽類に装着して飛翔ルート、飛翔高度を調べておけばブレードの高さ規制や主要な移動ルートを避けて立地させることが可能となる。

専門家の方々がこの記事を目にして、ド素人にかかることを言わせてなるものかと発奮していただけたら望外の喜びである。



クマタカとともに

Profile

阿部 學氏 Manabu ABE

NPO 法人 ラプタージャパン（日本猛禽類研究機構）
理事長

■執筆者略歴

北海道大学大学院 農研科博士課程 修了

北海道工業大学 講師

農林省林業試験場・農水省森林総研研究科長

科技庁長期在外研究員・ミシガン大学資源計画と自然保護学科

客員教授

新潟大学大学院教授



JEAS 環境アセスメント士 紹介



生活環境部門 (2011 年)
武内友吾

アセスメント業務と「環境アセスメント士」

私が勤務する株式会社環境管理センターは、1971 年に創業し、環境調査・分析（大気、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、アスベスト、ダイオキシン、作業環境 etc.）に加えて、環境コンサルタント、アセスメント業務など社会の環境ニーズに幅広く対応しています。

私が所属する環境ソリューション部は、調査・分析を自社で一貫して対応できる体制を活用して、法や条例等に基づく環境アセスメント業務を中心に対応しています。

自分が体験してきたアセスメント業務では、立地環境や事業特性が様々であり、法律の知識だけでなく現場の経験、関係者との円滑なコミュニケーションも非常に重要だと感じました。その中で「環境アセスメント士」という資格は環境コンサルタントとして働く立場において有用な資格だと感じています。

残念ながら「環境アセスメント士」の資格はまだ十分には認知されていないのかもしれませんが。一般企業の方と名刺交換をすると、「アセスメントは知っていましたが、環境アセスメント士という資格もあるんですね。」と言われることもしばしば

あります。しかし、アセスメント士の資格に関する話題から、弊社の環境に対する技術の蓄積や取り組み方をお話しする良いきっかけになっています。今後、この資格がより意味を持ち、国際的にも知られるような資格となるよう、自分も努力していきたいと考えています。

写真は 2015 年 5 月に東京ビックサイトで開催された環境展の様子ですが、弊社ブースでは、東京都より受注している PM2.5 の調査分析業務、迅速分析を可能にするムービングラボ、震災後に力を入れた放射線分析、食品分析、分析工程におけるロボットの活用などについてご紹介しました。今後とも環境へ取り組む会社として「環境アセスメント士」の資格を活かしつつ、社会貢献していければと考えています。



(2015 NEW 環境展 での弊社ブース)

(株)環境管理センター

TEL.042-586-6820

<http://www.kankyo-kanri.co.jp/>



生活環境部門 (2013 年)
宇田川貴史

環境アセスメントとの出会い

株式会社建設環境研究所は、環境分野からの視点と建設分野からの視点の両面を兼ね備えた、『環境コンサルタント』ならびに『建設コンサルタント』として、日々業務に取り組んでいます。

私は、所属する都市環境部において、主に生活環境に係る環境調査、環境アセスメントに関する業務に携わっています。

環境アセスメントとの出会いは、道路事業に係る準備書作成でした。当時、私は現在とは別の建設コンサルタントに所属し、主に環境アセスメント図書の図面作成を担当していました。この準備書作成では、何種類もの図面作成や度重なる修正作業の繰り返しに日々追われ、苦い想いをしましたが、無事に原稿が確定し、完成した何百ページにもおよぶ準備書の図書が届いたときの達成感は、何年経った今でも忘れることはありません。このような貴重な経験ができたことが、環境アセスメント業務に携わるきっかけとなりました。

その後は、主に都市部の道路事業、廃棄物処理施設の環境アセスメント業務を複数担当し、周囲の諸先輩方の指導のもと、技術者として成長させていただき、この度平成 25 年度試験に

において「環境アセスメント士（生活環境部門）」を取得することができ、幸運を感じました。

改めて、周囲の皆さまに感謝を申し上げるとともに、今後は、環境アセスメント士としての技術・知識等の向上を図るため、私個人として経験のない事業に係る環境アセスメント業務への参画や、限られた時間のなかではありますが、社内、社外での講演会等の機会に参加する意識をさらに高めていきたいと思っています。

また、最近は「地域環境」への配慮という視点から、自分自身が居住している地域の生活環境に対して、関心を持ち始めました。数年前から、子供が通学する学校や地域の自治会等が主催で行うクリーン活動等には積極的に参加し、「環境」の仕事に携わる一員として、地域環境が良好に保たれるよう、微力ではありますが、地域に貢献していけたらと思っています。



(株)建設環境研究所

TEL.03-3988-1818

<http://www.kensetsukankyo.co.jp/>

中国上海市での 環境アセスメント分野の交流会

開催日：2015年8月20日、21日

開催場所：上海市環境科学研究院



参加者の集合写真

1. はじめに

川崎市と中国上海市では、循環経済社会の実現を目指して環境分野の相互交流を継続して行っており、その一環として、環境アセスメント分野における交流会が開催された。当協会に講師派遣依頼があり、日本の環境アセスメント制度や川崎市における事例等を紹介するため、河合理事、村山研究員（いずれも八千代エンジニアリング（株）所属）とともに講師として参加した。

2. 講演の内容

交流会は2日に分けて開催され、日本の環境アセスメントについて下記の講演を行った。

【1日目】

- ① JEAS 及び会員会社の活動内容の紹介
- ② 日本の環境法体系と環境影響評価制度
- ③ 川崎市条例に基づく環境影響評価の事例（調査・予測・評価の概要、住民関与の方法等）

【2日目】

- ④ 環境影響評価に関連する最近の話題（災害復興事業における環境配慮、自主的な環境配慮の取組等）
- ⑤ 意見交換

主催である上海市環境科学研究院をはじめとし、環境影響評価業務に携わっている約20の組織から、50名程度の参加があった。

具体的な予測手法や、予測の際の発生源強度の設定方法、評価基準の設定の考え方、住民参加等について関心が高く、

多くの質問が寄せられた。また、2日目の意見交換では、予測・評価手法や制度の課題点等について、活発な議論が行われた。

3. 中国の環境アセスメント

日本と中国の環境アセスメントは、対象規模、環境影響評価実施者の資格要件、住民意見の聴取方法等の制度面の違いがある一方で、調査・予測の手法や、地域住民との合意形成が課題となるなど、類似している点も多くみられた。

興味深かったのは、法令上の規制・基準がない物質等による影響の取扱いについてであった。住民からの要望により予測・評価を実施することがあり、どのように行うか、特に評価基準をどう設定するかが、難しいとのことだった。日本では、技術指針等であげられている以外の物質等を対象とすることはあまりないが、環境に対する住民の関心が高まるにつれて、きめ細やかな対応が必要となることも考えられ、今後、課題の1つとなるのではないかと感じた。

4. 所感

若手からも質問が多く寄せられ、技術の習得に熱心な姿勢を感じた。また、参加者に女性が多かったことも印象的だった。懇親会で話を聞いたところ、業務が忙しいときには残業もあるが、上海の男性は家事をする人が多いため、結婚を機に仕事を辞める女性は少ないとのことであった。

現地の技術者との交流は、技術面だけでなく、環境アセスメントに携わる立場として、学ぶことの多い経験となった。



講演会の様子

（レポーター：八千代エンジニアリング（株） 佐師智郁子）

REPORT 1

第2回野外セミナー・レポート

千葉県手賀沼周辺

1. 山階鳥類研究所(講演)
2. 我孫子市鳥の博物館(見学)

期日：2015年11月10日



第2回野外セミナーは、千葉県我孫子市にある公益財団法人山階鳥類研究所、我孫子市鳥の博物館、印旛沼という、いずれも鳥に関わりのある施設や場所で、16名が参加し行われた。

まず、公益財団法人山階鳥類研究所副所長の尾崎清明氏より「鳥類標識調査とデータ活用」についてお話しいただいた。標識調査とは、鳥に足輪をつけて実施する調査のことであることはご存じのとおりである。この調査で明らかとなったデータは、鳥の飛翔ルートや行動範囲等の把握等に活用されるのは言うまでもないが、尾崎副所長より、個体数減少の原因究明や鳥インフルエンザの伝搬ルートに関する考察等、多岐にわたる活用が可能であるとのこと説明があり、標識調査データの活用の幅広さや奥深さを知ることとなった。

次に我孫子市鳥の博物館では、学芸員の村上和行氏により、実物の鳥の羽や骨などを使って、鳥の骨の軽さや羽の構造など、鳥のからだの仕組みに関し、大変興味深いお話をいただいた。その後は自由に博物館内を視察したが、体長3mもあるジャイアントモアの模型や数多くの剥製など、鳥好きにはたまらない展示の数々であった。

最後に印旛沼で水鳥類の観察を行った。沼に飛来している鳥の数は少なかったが、「我孫子市の鳥」であるオオバンが近づいてきて愛嬌を振りまくなど、興味深い観察となった。その後もカワセミやオナガガモなどが飛来したが、日暮れが近づくとともに小雨がぱらつき始めたため散会となった。

(レポート：清水建設(株) 小松裕幸)

REPORT 2

北海道支部 野外セミナー・レポート

北大植物園

ロイトン札幌ホテル(ヤマコウモリの出巢観察)

期日：2015年9月30日

北海道支部野外セミナーでは、写真家の中島宏章氏をお招きし、北大植物園内の観察及びロイトン札幌ホテルのテラスからヤマコウモリの出巢観察を行った。

北大植物園内では、ヤマコウモリの生息が確認されており、本種のねぐらとなりうる樹木の観察を行った。ヤマコウモリは、ねぐらとして樹洞のある大木を利用し、とりわけ上部に空間のある樹洞を好む。ねぐらに適した樹洞があれば、今回観察を行った北大植物園のような、都市域の孤立林にも生息するという。園内にはそのような樹木が多く存在しており、ヤマコウモリ生息の気配を感じることができた。

園内観察後は、ロイトン札幌ホテルのテラスから出巢の観察を行った。ねぐらからの出巢は日没前後に行われる。今回の観察では、17時半頃、北大植物園から西南～西方向への飛翔が10例ほど観察された(写真参照)。

コウモリ観察会後には、ヤマコウモリをはじめコウモリ科全般に関する講習会が行われた。講習会では、コウモリの形態的特徴、食性、生息環境や、環境アセスメントとの関係性、そしてコウモリが現在直面している危機について解説があった。

講習会の中で、コウモリの直面する危機の一つとして、風力発電施設への衝突(バットストライク)が挙げられていた。海外では電気事業者と生態学者が協働でバットストライク対策に関する業務・研究を行う事例があるという。一方、これは日本ではあまり注目されてこなかった問題であり、データ収集が目下の課題となっている。

昨今の環境アセスメントでは取り上げられることの多いコウモリであるが、日本全体としてはまだまだ研究途上の生物であると感じた。われわれも、業務等を通じてコウモリに関するデータを蓄積することで、今後のコウモリの保全の役に立てればという思いを抱いた。



ヤマコウモリの出巢観察

(レポート：(株)ドーコン 牧口陽介)



REPORT 3

北海道支部 第1回技術セミナー・レポート

河川整備と環境保全

多様な水生生物の生態保全からみた河道整備の在り方

講師 一般社団法人 流域生態研究所

代表理事(所長) 妹尾優二

期日：2015年11月6日

第1回技術セミナーは、『河川整備と環境保全—多様な水生生物の生態保全からみた河道整備の在り方—』と題して、水がつくる川の形態と生物との関係や、水の力を利用した河川整備の事例について、講師を招き講演が行われた。

1. 水がつくる川の形態と生物の関係

①自然河川のしくみ

川は、浸食・運搬・堆積作用と流量の変化による水の吸収・分散、いわゆる水が流れる過程で形成され、陸域を含めた河川内の環境もこの過程で縦横断的に多様化する。このような川のしくみにより、魚類を始め、昆虫類、鳥類、小動物から大型動物に至る生態システムが形成される。

特に水が流れる過程で形成される大きな淵は、治水、環境保全双方の面で重要であると共に、将来にわたって維持されることが重要である。しかし、淵は人為的に創出することができないため、これからの川づくりにあたっては、水の吸収・分散の関係のような自然河川のしくみを十分に理解することが重要であるとのことであった。

②土砂コントロールと魚類生息環境

平瀬や河原では、土砂の移動が頻繁に行われ、サケ・マスなどの産卵環境が創出される。また、河岸の変化部では、細粒子の土砂が堆積し多様な植物が侵入することで、稚魚の保育場や冬期間の越冬場が創出される。このように、河川内に生息する生き物は土砂のコントロール作用によって形成される環境内で生息する。

これからの河川改修は、魚類生息環境を形成する土砂を河道内でいかにコントロールするかが重要であるとのことであった。

2. 北海道で実践している多自然川づくり

網走川において水産資源であるサケ・サクラマスなどの産卵環境の減少に対して蛇行部裏側の断面拡幅により産卵環境を創出する事例や、石狩川水系忠別川の河床低下に対して低水路内で流水がある程度自由に活動可能な形状で河道掘削し、土砂をコントロールする事例などが紹介された。

これらの川づくりの更なる進展により、北海道の多自然川づくりが全国に誇れるものとなることが期待される。

(レポーター：北電総合設計(株) 三吉憲一)

REPORT 4

中部支部技術セミナー・レポート

1. 名古屋駅周辺のまちづくりについて

講師 名古屋市住宅都市局都心開発部 加藤慶一郎

2. 名古屋市における環境アセスメントについて

講師 名古屋市環境局地域環境対策部 竹本和弘

期日：2015年10月19日

「名古屋駅周辺のまちづくりと名古屋市における環境アセスメント」と題した技術セミナーが公開セミナーとして開催された。

1. 名古屋駅周辺のまちづくりについて

本講演では、名古屋市住宅都市局都心開発部の加藤慶一郎氏から、名古屋駅周辺のまちづくり構想について講演が行われた。

加藤慶一郎氏の講演では、リニア開業後のまちを見据え、4つのまちづくり基本方針のもと、「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ～国際レベルのターミナル駅を有する魅力と活力にあふれるまち～」の実現に向けた取り組みが紹介された。取り組みの紹介では、国際的・広域的なビジネス・交流拠点を目指し、観光案内を多言語で提供するとともに、ホテル等の宿泊施設を充実させ、ゆとりある滞留空間を構築していく必要性を説明された。また、防災性向上の観点から、帰宅困難者への対応として、一時退避場所の確保も指摘された。このほか、分かりやすく利用しやすい乗換空間、ターミナルスクエアの形成を実現したいと熱く語られた。

2. 名古屋市における環境アセスメントについて

本講演では、名古屋市環境局地域環境対策部の竹本和弘氏から、名古屋市環境影響評価条例の改正点やその実施状況について講演が行われた。

竹本和弘氏の講演では、平成23年4月の環境影響評価法の改正に伴い、名古屋市環境影響評価条例の制度運用面での改善が必要となった経緯を説明され、改正による変更点として、特に計画段階配慮手続きの導入に関して丁寧な説明が行われた。また、名古屋市内での大規模建築物の建築に係る環境アセスメント事例が紹介されたほか、審査会では、事業計画や予測・評価等に関する意見例として、ビルへの鳥の衝突回避、市民にも分かりやすい図書の作成、予測値の表記、等について興味深いお話をいただいた。

最後に、梶谷会長から両講演の要点を簡潔にお話いただき、来年5月に開催されるIAIA16愛知・名古屋大会の概要を紹介され、閉会となった。

(レポーター：いであ(株) 高辻裕史)

REPORT 5

中部支部野外セミナー・レポート

新小山最終処分場((一財)三重県環境保全事業団)
四日市公害と環境未来館

期日：2015年11月11日

はじめに

中部支部の平成27年度野外セミナーでは、「新小山最終処分場」にて最新設備を備えた管理型最終処分場を見学するとともに、「四日市公害と環境未来館」にて四日市公害に至る経緯、被害・対応策等に関する展示施設を見学した。

1. 「新小山最終処分場」

新小山最終処分場に到着すると同時に、当該施設が住宅街の近傍に立地していることに驚いた。

施設管理者より事業概要を説明いただき、小山町に最終処分場を建設するのは3例目であり徹底した管理運営体制により地域住民の理解を得てきたとのことであった。

最新技術が導入されている点もさることながら、「周辺環境との共生」をコンセプトに掲げた当該施設は、ビオトープの機能を有する洪水調整池や、緩衝緑地帯にホタル水路を整備するなど、周辺の自然環境との調和を見事に実践した施設であった。また、施設内の緑地は防災公園としての機能を有しており、当該公園を利用した避難訓練を地域と合同で実施するなど、最終処分場を地域創りの一助としていることに感銘を受けた。

また、当該施設は、自然災害にともない発生する災害廃棄物の受入れも可能となるように計画されている。

地域の産業廃棄物の受皿という役割に加え、大規模災害時の生活環境の保全という役割を担い、かつ周辺環境との調和を見事に達成した当該施設は、これからの最終処分場の目指すべき姿ではないかと感じた。

2. 「四日市公害と環境未来館」

四日市公害と環境未来館では施設等を見学した。

展示エリアは、6つのコーナーに分かれており、映像、ジオラマ等を用いた展示がなされていた。

現在の四日市市は、当時の悲惨な公害を教訓として「環境監視」、「環境施策」、「環境教育」に取組み、良好な環境が維持されている。過去の失敗を繰り返さないという市全体の取組みに感銘を受けた。

当該施設を見学し、環境保全の重要性を改めて感じ、産業と環境保全を両立させるには、官民一体となった取組みが重要であることを再認識した。

(レポーター：大日コンサルタント(株) 棚橋幸則)

REPORT 6

関西支部 第1回技術セミナー・レポート

1. 環境影響評価技術ガイド(放射性物質)
講師 環境省総合環境政策局環境影響評価課専門官 會田義明
2. 猛禽類の保護の歩みとこれから—オオタカとサンバを例に—
講師 NPO法人オオタカ保護基金代表 遠藤孝一

期日：2015年9月11日

JEAS 関西支部主催の「平成27年度第1回公開技術セミナー」が、大阪ガーデンパレスで開催された。今回は、以下の2題について講演が行われた。

1. 環境影響評価技術ガイド(放射性物質)

2011年3月、福島第一原発事故により一般環境中に放射性物質が放出され、環境汚染が発生した。これにより環境基本法が改正され、環境影響評価法においても事故にともなう放射性物質への対応が求められることとなり、2015年3月に本ガイドが策定された。

講演では、本ガイドの目次に沿って、一般環境中の放射性物質に係る環境影響評価の項目選定ならびに調査・予測及び評価の手法の選定に係る基本的な考え方等についての解説があった。

現在のところ、放射性物質について環境影響評価が進められている事例はないが、今後の同項目の評価に際しては本ガイドが大いに参考になると考えられる。

なお、実際の環境影響評価実施に際しては、本ガイドの考え方を理解したうえで、個別事業ごとの事業特性や地域特性を十分に踏まえた手続きを進める必要があるとの説明があった。

2. 猛禽類の保護の歩みとこれから—オオタカとサンバを例に—

わが国の希少猛禽類保護行政の歩み、オオタカ及びサンバの生態や最新の研究結果等について解説があった。オオタカは行動圏や食性といった一般生態に加え、那須野ヶ原での研究を例に、繁殖成功率の低下と原発事故との関連についても踏み込んだ内容であった。近年減少が著しいとされるサンバは越冬地の状況や行動圏といった一般生態に加え、市貝町での研究を例に、繁殖成功率の低下とその要因についても考察があった。

今後の保護行政の動きとして、オオタカは種の保存法からの指定解除の方針で検討が進められているが、従来の生態系上位種としての位置づけや考え方は維持されることである。

一方、サンバは今後保全対象としてますます注目されると考えられ、ポテンシャルマップ等を活用した先行型保全手法の考え方を取り入れる必要があるとの説明があった。

(レポーター：(株) 地域環境計画 中島 拓)



REPORT 7

関西支部野外セミナー・レポート

黒川自然公園センター
史跡生野銀山
NPO法人日本ハンザキ研究所
兵庫県立人と自然の博物館

期日：2015年10月29日・30日

今回の関西支部野外セミナーでは、最初に兵庫県朝来市にある黒川自然公園センターを見学した。

黒川自然公園センターでは、黒川湖周辺の自然についてのパネル展示や模型を見学し、センター周辺を散策し実際に植物等を観察した。

次に同じ朝来市の史跡生野銀山を見学した。生野銀山では、実際に掘られた坑道に入ることができ、坑道内には当時の採掘作業を再現した人形や採掘機械が展示されており、採掘状況が詳しく解説されていた。また、江戸時代に人が這って掘り進んだ「狸掘り」と呼ばれる坑道や掘ったノミの跡もみられ、機械を使わず手作業のみで掘ったと思うと感心させられた。

日本ハンザキ研究所では、栃本所長による施設の案内とオオサンショウウオの保全について説明を受けた。この施設では、保護されたオオサンショウウオの成体や、卵から孵化させた幼生が飼育されていた。また、京都府の鴨川で捕獲された在来種のオオサンショウウオと外来種のチュウゴクオオサンショウウオのハイブリッド個体が約250個体収容されていた。

オオサンショウウオを保全していくには、各地域の河川の特徴に合わせた改修工事を行い、地域住民の理解を得る必要性を知ることができた。そのほかにも研究所周辺に生息する多くの動植物の写真や標本も展示され、周辺の自然環境の豊かさを感じられた。

最後に訪れた兵庫県三田市にある兵庫県立人と自然の博物館では、三橋主任研究員による館内の案内・説明を受けた。自然史系の博物館の果たす役割としては、資料を収集・収蔵し展示することで多くの人にその地域の自然や環境保全等について知ってもらうことであり、館内の展示については、どのような目的で展示しているのかが、来館者に分かりやすく子供でも楽しめる工夫を知ることができた。また一般には公開されていない動植物の標本等を保管している収蔵庫を見学することができ、その収蔵品の多さと徹底した管理に驚きを感じた。

今回のセミナーに参加し、兵庫県北部の豊かな自然環境や歴史、文化を見ることができ、それらを保全していくことの大切さと難しさを実感した。セミナーで得た知識や経験を、今後の業務等に反映させていくことで、自分自身の技術力の研鑽や向上につなげて行きたいと考える。

(レポート：三洋テクノマリン(株) 門谷綱祐)

REPORT 8

九州・沖縄支部共催セミナー・レポート

1. 再生可能エネルギー等をめぐる最近の動向について

講師 九州経済産業局 資源エネルギー環境部
エネルギー対策課長 植木健一郎

事例1. 講師 北九州市 環境局 環境未来都市推進部 竹本智子

事例2. 講師 薩摩川内市 企画政策部 新エネルギー対策監 久保信治

事例3. 講師 九州大学大学院都市環境システム工学専攻
(流域システム工学研究室) 仲野美穂

2. 小水力による中山間地の産業創成と地域づくり研究

講師 九州大学工学部/工学研究院 地球環境工学科/
環境社会部門 教授 島谷幸宏

期日：2015年9月17日

「再生可能エネルギーを地域創生につなげるために」と題し、(一社)建設コンサルタンツ協会九州支部と平成27年度共催セミナーが開催された。

1. 再生可能エネルギー等をめぐる最近の動向について

再生可能エネルギー導入の意義、国内の現状、固定価格買取制度の課題と導入拡大の検討視点について解説があり、九州地域は再生可能エネルギー発電のポテンシャルが高いこと、水素・燃料電池を含めた長期エネルギー需要見通し(エネルギーミックス)の取り組みについて学んだ。

事例1. 北九州市の環境・エネルギー政策

地域エネルギーの拠点化を目指している北九州市のエネルギー戦略「安定・安価なエネルギーの提供」の取り組みである、①スマートコミュニティ創造事業、②地域エネルギー拠点化推進事業、③北九州水素タウン等による次世代エネルギーパーク整備及びアジア地域への展開に向けた先駆的プロジェクトについて報告があった。

事例2. 次世代エネルギービジョンの進捗状況について

鹿児島県薩摩川内市における次世代エネルギーの利活用による「エネルギーのまち」づくりの取り組みについて、地域特性を活かした行動計画を市民生活、産業活動、都市基盤整備の改善に繋げている事例について報告があった。

事例3. 地域主体形成のための実践

福岡県朝倉市、佐賀県佐賀市三瀬村の小水力発電導入プロジェクトを事例に、地域の歴史・文化を踏まえ豊かな水を活用し、住民との協働による地域づくりの報告があった。

2. 小水力による中山間地の産業創成と地域づくり研究

九州大学、自治体、地域が一体となり、小水力発電による新たな産業や雇用創生のための研究及び適正な技術、社会制度を含めた「社会技術」の重要性について学んだ。

(レポート：西日本コンサルタント(株) 衛藤 郁)

九州・沖縄支部 技術&野外セミナー・レポート

技術セミナー・レポート

1. 長崎県の環境アセスメント制度について
講師 長崎県環境政策課地域環境対策係長 若松大輔
2. 環境アセスメント(環境社会配慮)に対する期待……
講師 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授 早瀬隆司
3. 西海国立公園 九十九島の環境と生き物
講師 環境省西海国立公園九十九島ビジターセンター所長 大谷拓也
4. 九十九島パールシーリゾートの取り組み
講師 西海国立公園九十九島水族館「海きらら」館長 川久保晶博

期日：2015年10月22日

野外セミナー・レポート

- ・九十九島水族館「海きらら」バックヤード及びクラゲ幼生飼育見学
- ・九十九島ビジターセンター見学
- ・九十九島クルーズ 遊覧船「みらい」(電気推進船)
- ・九十九島動植物園「森きらら」ツシマヤマネコ飼育状況、ペンギン館状況視察

期日：2015年10月23日

平成 27 年度 JEAS 技術セミナー in 長崎～長崎県の環境政策と自然環境について～と題したセミナーを九州・沖縄支部主催、長崎県後援の形式で開催した。九州・沖縄支部以外の遠方からも参加をいただき、計 37 名の聴講者が集まった。来賓の長崎県環境部次長濱田尚武氏による長崎県の環境行政の概要等の紹介を含めた挨拶からセミナーが開始された。

1. 長崎県の環境アセスメント制度について

長崎県の環境アセスメントの制度について、審査事例の紹介、放射性物質の制度への取り上げ、再生エネルギー導入時や世界遺産地区開発等での注意事項についての説明があった。

- 1) 配慮書手続きの導入：長崎県でも、法改正を受けて、県条例を改正した。ただし、法の第 2 種事業では、配慮書手続は任意であるが、条例では配慮書手続を義務付けることとした。また、条例の対象事業のうち、法の第 2 種事業の規模未満の事業については、配慮書手続は任意とした。
- 2) 判定制度の導入：アセスの要・不要を判定する手続き(判定手続)を創設した。当制度では、条例対象規模の事業であっても多大な環境への影響が想定されないと判断される場合は、環境アセスメント手続きを不要とすることができ、効率的、効果的なアセスメント手続きが可能となると考えられる。

2. 環境アセスメント(環境社会配慮)に対する期待……

米国のアセスメント制度(NEPA)と日本のアセスメント制度の違い、日本での環境影響評価制度化の背景について、ACCOUNTABILITYという言葉について及び国際的な開発協力機関における環境社会配慮について等の話があった。環境影響評価の法制化が米国より 28 年間も遅れた理由について、その本質には、「環境アセスメントに対する統一的な共通の理解の不足」つまり誤解があったのではな

いか？と言われる。つまり、環境影響評価制度(環境アセスメント)の目的は、NEPAのように、「あらゆる政府機関(省庁)のあらゆる政策の意思決定に環境(公平性)の価値を統合すること、そしてその行政過程を透明にし、市民との共通理解の構築に資すること」であることを認識していなかったということ。また、目的達成のための重要な要素としては、ACCOUNTABILITYという言葉にて表現できる。これは透明性(情報公開)、市民参加、評価の仕組み、異議申し立ての仕組み、などで構築される。日本の環境アセスメントは、政府等の環境社会の持つ価値への配慮に関する ACCOUNTABILITY を構築するための重要なツールであることを認識するのが遅れたということである。

3. 西海国立公園九十九島の環境と生き物

西海国立公園の概要及び特徴、地質・地形(化石、石炭)、九十九島の植物、九十九島に生息する動物たち(野鳥の楽園九十九島)について、多くの生態写真を使用し説明された。西海国立公園は、今年で 60 周年を迎える。大小 400 余りの島々からなる外洋性多島海景観を特色とする公園である。特徴は、多様な海岸景観であり、九十九島海域の海岸線の長さは 353km であるが、そのうち自然海岸の長さが 288km で、実に 81.5% が護岸のない海岸である。これは、戦前において、要塞地帯法、戦後において国立公園として保護された証でもあり、類まれな地域である。

4. 九十九島パールシーリゾートの取り組み

第三セクターさせばパールシー株式会社の概要と経緯、海きららでの取り組みについて、多くの写真を利用し説明された。地元可愛される設備を目指し、多くのボランティア、漁業従事者等との活動を取り入れ、地元結果を還元していくことを考え、幅広く活動されている。館長曰く、「きれいごとを言っても所詮、自然界で生き生きとくらししている生き物をとっつかまえて、せまいところに閉じ込めて、陳列し、どんな生き物か、人間の好奇心を満足させた



り、一般公衆の癒しのため、さらしものにしてお金をかせぐ商売である。”らしいが、社の存在意義・最終目標は、九十九島の保全活動を持続させるために事業により収益をあげていること。であり、今後もより地元に着目した、地元らしい事業展開が楽しみである。

5. 野外セミナー

技術セミナーの翌日、朝からの好天の下、計 25 人の参加者は、まず、海きららのバックヤードへ向かった。現地で魚類班とクラゲ班に分かれ、それぞれ施設の解説者に誘導され館内に入り説明を受ける。クラゲは、まだまだ新種が出てくるらしい。そのうち九十九島と名前の付いたクラゲが発表されることだろうと勝手に想像した。餌の培養、水槽の管理、現場でのサンプリング等、スタッフは日々大変そうである。外には魚類班が窓越しに見える。自分が展示物になった気分である。魚類班では、陳列前の予備水槽の多種多様な魚介類、特にカブトガニに触ってみた感想は？ …藻場再生のための試作ブロックによる生育試験も実施されていた。表側（通常）の観覧では得られない貴重な体験であった。

次に大谷所長にビジターセンター内の展示物の説明（九十九島の自然環境のレクチャー）を受けたのち、リゾート端部にある自然海岸部の観察に出かける。その後、満員御礼の遊覧船「みらい」（電気推進船）に乗船し、九十九島の遊覧を楽しんだ。海水の透明度は良くないが、海に浮かぶ大小の小島、砂岩系の島肌と松や常緑広葉樹の緑のバランスが目優しい。後世に残したい財産である。モーターで動く船はさすがに静かである。下船後、貸し切りバスで森きららへ移動する。現地では、ツシマヤマネコとペンギン飼育の現地スタッフに案内され、まずはツシマヤマネコの飼育檻へ。ツシマヤマネコの隣にはベンガルヤマネコ、容姿は非常によく似ている。餌を持つスタッフに唸るベンガルヤマネコとそうでないツシマヤマネコは亜種間の違いか性格の違いか？ 餌に飛びつく姿は、やはり野生動物であった。餌を渡す際のトングも別々であり、病気対策等に気を使っている。もちろん餌にも配慮しているという。野生動物の交配の難しさ等、さまざまな質問と回答のやりとりがあり、非常に有意義であった。続いてペンギン館は、最近建て替えされた設備であり、空を泳ぐペンギンが見られるのが好評である。アクリル張りの天井を見上げると、頭上にペンギンが泳ぐ（浮かんでいる）腹側の姿が見られる。水槽の大敵、“汚れ”が溜まらないような水流の工夫、観察窓の設置場所の工夫、ペンギンを見ているのか、ペンギンから見られているのか分からないが、施設の設計が面白い。非常に参考になる設備であったと思う。

非常にコンパクトなセミナーであったが、楽しんでいただけたのではないかと自己満足している。また、佐世保に！と思っていただけたかは不明であるが、来年度の観光統計の結果を気にしているところである。

（レポーター：西部環境調査（株）来崎良輝）

JEAS 資格・教育センター便り

「資格・教育センター」では、「環境アセスメント士」の「認定資格試験」や「継続教育（CPD）制度」に関する情報やご案内を「JEAS ニュース」に毎号掲載しています。

1. 2015 年度の「環境アセスメント士」認定資格試験について

2015 年度の「環境アセスメント士」認定資格試験は、11 月 23 日（月・祝）に札幌、東京、大阪、福岡の 4 会場で行われ、受験申込者 57 名のうち 43 名（受験率 75.4%）の方が受験をされました。現在試験結果を審査中ですが、合格発表は 2016 年 2 月 1 日（月）を予定しています。

今年度から、協会の HP に試験問題と択一問題の正答を掲載致します。掲載日は 2 月 2 日（火）を予定しております。

2. 資格の更新手続について

「環境アセスメント士」の資格認定期間は 5 年間と定められ、今年度は 2010 年度登録者（登録番号が H22 で始まる方）と、2011 年に 2 回目の資格更新をされた方が対象となります。資格更新には、5 年間で 250CPD 単位の取得が条件となっており、取得した CPD 単位の記録を整理され、資格更新申請をされるようお願いいたします。更新申請受付期間は、2016 年 2 月 1 日（月）～ 2016 年 4 月 28 日（木）までです。

なお、3 月 18 日（金）までに更新申請をされますと、新たな登録証は 4 月 1 日に送付します。詳細は協会のホームページから、「資格更新の手引き」をダウンロードしてご覧ください。

2008 年（H20 で始まる方）、2009 年（H21 で始まる方）に登録された方で、昨年度までに更新をされなかった方は、『資格更新保留者』となっており、CPD 記録証明書などの発行ができませんのでご了承くださいます。保留期間は最大 2 年です。更新に必要な CPD 単位を取得されていれば、更新が可能ですので、ぜひ更新手続きをされますようお願いいたします。

さらに、2016 年度も「指定講習」、「指定論文」の実施の予定をしております。詳細内容は 2016 年 3 月にホームページに掲載します。

なお、2008 年度登録者（H20 で始まる方）で、未更新の方は、今年度が最後の更新機会となります。

3. 変更届の提出について

最近、転居などで住所が変わられた方から CPD の登録が多くなっております。CPD 登録後に登録状況表を送りするのですが、宛先不明で戻ってまいります。住所など変更がございましたら、変更届の提出をお願い致します。

4. 環境アセスメント士会への入会案内

環境アセスメント士会は、個人を基盤として情報交換など、活発な活動を行っております。まだ加入されていない方は、是非ご入会をお願い致します。詳細は、協会の HP をご覧ください。

（資格・教育センター事務局）

協会活動記録

研修部会

第2回野外セミナー 16名
2015年11月10日(火)

～千葉県手賀沼周辺～
山階鳥類研究所、我孫子市鳥の博物館

環境アセスメント実務研修会 18名
2015年11月13日(金)

- 講義1 環境影響評価技術ガイドについて(生活環境分野)
パシフィックコンサルタンツ(株) 徳田正史
- 講義2 環境影響評価技術ガイドについて(自然環境分野)
いであ(株) 西 浩司
- 実習1 想定される市長意見、知事意見の検討
教育研修委員
- 実習2 事後調査計画の検討
教育研修委員

技術交流会 85名
2015年12月2日(水)

口頭発表及び展示発表

北海道支部

野外セミナー 17名
2015年9月30日(水)

北大植物園
ロイトン札幌ホテル(ヤマコウモリの出巢観察)

環境アセスメント士受験講習会 4名
2015年10月8日(木)

- (1) 資格制度の概要と経験論文の書き方及び試験問題の傾向
北海道支部長 木村明彦
- (2) 合格体験談
①生活環境部門
エヌエス環境(株) 江頭 優
- ②自然環境部門
(株)ドーコン 石塚正仁

第1回技術セミナー 37名
2015年11月6日(金)

河川整備と環境保全～多様な水生生物の生態保全からみた河道整備の在り方～
(一社)流域生態研究所
代表理事(所長) 妹尾優二

第2回技術セミナー 36名
2015年12月2日(水)

- (1) エゾシカの行動圏把握とこれらに基づいた管理について
NPO法人エンヴィジョン環境保全事務所
立木靖之
- (2) 近年のエゾシカ等のロードキルの状況とその対応策
(一社)北海道開発技術センター 野呂美紗子

中部支部

技術セミナー 62名
2015年10月19日(月)

- (1) 名古屋駅周辺のまちづくりについて
名古屋市住宅都市局都心開発部リニア関連・
名駅周辺まちづくり推進室
加藤慶一郎
- (2) 名古屋市における環境アセスメントについて
名古屋市環境局地域環境対策部
地域環境対策課 竹本和弘

野外セミナー 20名
2015年11月11日(水)

新小山最終処分場((一財)三重県環境保全事業団)
四日市公害と環境未来館

関西支部

野外セミナー 10名
2015年10月29日(木)、30日(金)

播磨地方の歴史・文化・自然遺産及び保全の取り組み
29日:黒川自然公園センター、史跡生野銀山
30日:NPO法人日本ハンザギ研究所、兵庫県立人と自然の博物館

第2回技術セミナー 41名
2015年12月4日(金)

- (1) 里山管理と生物多様性
放送大学兵庫学習センター
客員教授 武田義明
- (2) 兵庫県における野生動物管理の最前線
～ニホンジカとアライグマを例に～
兵庫県立大学自然・科学研究所
教授 横山真弓
- (3) 環境アセスメントを巡る動向と協会の取組みについて
会長 梶谷 修

九州・沖縄支部

「環境アセスメント士」受験講習会
福岡 2015年10月14日(水) 10名
沖縄 2015年10月14日(水) 5名

- ①資格試験の内容・傾向と対策(ビデオ講習)
②合格者体験発表

福岡:いであ(株) 山下陽子
沖縄:(株)沖縄環境保全研究所 新垣 渚

技術セミナー 38名
2015年10月22日(木)

- (1) 長崎県の環境アセスメント制度について
長崎県環境部環境政策課
係長 若松大輔
- (2) 環境アセスメント(環境社会配慮)に対する期待…
長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科
教授 早瀬隆司
- (3) 西海国立公園九十九島の環境と生き物
環境省西海国立公園九十九島ビジターセンター
所長 大谷拓也
- (4) 九十九島パールシーリゾートの取り組み
西海国立公園九十九島水族館(海きらら)
館長 川久保晶博

野外セミナー 26名
2015年10月23日(金)

九十九島水族館(海きらら)、九十九島ビジターセンター、
九十九島クルーズ、九十九島動植物園(森きらら)

編集後記

今号がお手元に届くころは、表紙のような雪が降っているのでしょうか。今冬は冬至が目前に迫っても、20℃を超える日があり「気候変動」という言葉を如実に感じます。一方で、2015年12月にはパリで国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりとなる新たな枠組み「パリ協定」を採択し、世界の温暖化対策は歴史的な転換点を迎えました。この動きが今後のわが国の環境アセスにどのような影響を与えるか、環境コンサルタントとして注視していきたいと思えます。

(編集委員 浜田陽子)

新規入会正会員の紹介

(株)大和テレビシステム
(2015年10月入会)
代表取締役社長 続麻貴士
〒242-0024
神奈川県大和市福田5670番地
電話(046)269-7033
(担当)横溝孝幸